

## 介護施設等エネルギー価格等高騰対策支援事業実施要領

### （目的）

**第1条** 介護施設等エネルギー価格等高騰対策支援事業（以下「本事業」という。）は、物価高騰の影響を受けている介護施設等を支援することにより、高齢者福祉サービスの安定的な提供の継続を図ることを目的とする。

### （事業の内容）

**第2条** 本事業は、一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会（以下「老施協」という。）を実施主体とし、県補助金の交付を受けて物価高騰の影響を受けている介護施設等に対し助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）を行うものとする。

### （会計）

**第3条** 老施協は、本事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。

### （助成金交付事業の内容）

**第4条** 老施協は、次に定めるところにより助成金交付事業を実施しなければならない。

#### （1）対象者

対象者は、県内に所在する別表Ⅰ及び別表Ⅱに掲げる介護施設等を運営する者とする。

#### （2）対象経費

対象経費は、別表Ⅰに掲げる介護施設等の光熱費（電気代、燃料代等）及び別表Ⅱに掲げる介護施設等が令和5（2023）年4月1日時点で所有又は使用する自動車の燃料代とする。

#### （3）助成額

助成額は定額とし、別表Ⅰに定める基準額及び別表Ⅱに定める上限額の範囲内とする。

### （助成金の交付に係る手続き）

**第5条** 老施協は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の趣旨に従い、前条に規定する助成金交付事業の内容及び次に掲げる事項に基づき、助成金交付要領を作成しなければならない。

#### （1）助成金の交付申請

助成金の交付申請をしようとする者は、前条第3号に規定する助成額その他必要な事項を記載した申請書に老施協が定める書類を添えて、老施協が定める期日までに提出しなければならないこと。

#### （2）助成金の交付決定

ア 前号の規定により助成金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該交付申請について助成金の交付を適当と認めたときは、交付申請をした事業者（以下「申請者」という。）に対し、速やかに助成金の交付決定をしなければならないこと。

イ アの場合において、適正な交付決定を行うため必要があるときは、前号の規定に

よる助成金の交付申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付決定をすることができること。

(3) 助成金の交付条件

ア 前号の規定により助成金の交付決定を行う場合には、次に掲げる条件を附すものとする。

(ア) 助成金の対象経費に関して重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(イ) 申請は別表Ⅰ及び別表Ⅱに掲げる介護施設等を運営する者が取りまとめ、行うものとする。

(ウ) 対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類（申請車両の自動車検査証の写しを含む）を整理し、並びに当該帳簿及び証拠書類を前号の規定による助成金の交付決定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

イ アに規定するもののほか、助成金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができること。

(4) 助成金の交付決定通知

第2号の規定により助成金の交付決定をしたときは、速やかに当該交付決定の内容（条件を附した場合にあっては当該条件を含む。以下同じ。）を申請者に通知するものとする。

(5) 申請の取下げ

ア 申請者は、交付決定の内容に対して不服があるときは、交付決定の日から15日以内に申請の取下げをすることができるものとする。ただし、特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができるものとする。

イ アの規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなすこと。

(6) 助成金の実績報告

第2号の規定による助成金の交付決定を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の額を記載した報告書に必要な書類を添えて、老施協に報告しなければならないこと。

(7) 検査等

ア 前号の規定による報告（以下「実績報告」という。）があったときは、助成事業者に対し、関係職員をして実績報告に係る書類、帳簿その他必要な物件の検査を行わせることができること。

イ 助成金交付事業の適正を期するため必要があると認めるときは、関係職員をして助成事業者に対し、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

(8) 是正のための措置

ア 実績報告を受けた場合において、当該実績報告に係る助成金の使途等が第2号の規定による助成金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当該助成金につき、これに適合させるための措置を執るべきことを助成事業者に指示することができるものとする。

イ 第6号の規定は、アの規定による指示に従って行う措置の完了について準用する。

(9) 交付決定の取消し

助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は第2号の規定による助成金の交付決定の内容に違反したときは、第2号の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(10) 助成金の交付

助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書を老施協に提出するものとする。

(11) 助成金の返還

第9号の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(12) 加算金及び延滞金

ア 助成事業者は、第9号の規定による交付決定の取消しにより、前号の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該命令に係る助成金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既に返還した額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を老施協に納付しなければならないこと。

イ アの規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付した金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

ウ 助成事業者は、前号の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該命令に係る助成金の額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を老施協に納付しなければならないこと。

エ 老施協は、ア及びウの場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

オ ア及びウの規定に定める加算金及び延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(13) 理由の提示

第8号の規定による是正のための措置に係る指示又は第9号の規定による助成金の交付決定の取消しをするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならないこと。

(14) 助成金の経理及び関係書類等の保存

助成事業者は、対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、並びに当該帳簿及び証拠書類を第2号の規定による助成金の交付決定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(15) その他

助成金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要領に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

## 附 則

この要領は、令和5（2023）年度分の補助金について適用する。

別表 I

	サービス種別 (介護予防サービス、総合事業含む。)	基準額
介護施設等	訪問介護	1 事業所につき 20,000 円
	訪問入浴介護	
	訪問リハビリテーション	
	福祉用具貸与	
	定期巡回随時対応型訪問介護看護	
	夜間対応型訪問介護	
	居宅介護支援	
	短期入所生活介護	
	短期入所療養介護	
	通所介護	
	通所リハビリテーション	
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	複合型サービス	
	特定施設入居者生活介護	入所定員 1 人につき 8,000 円
	介護老人福祉施設	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	介護療養型医療施設	
	認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型介護老人福祉施設	
	軽費老人ホーム	
	養護老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	サービス付き高齢者向け住宅	

## 【備考】

※ 次の介護施設等は対象外とする。

- ・令和 4（2022）年度分の介護報酬請求実績のない介護施設等（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び令和 5（2023）年 4 月 1 日までに新たに指定を受けた介護施設等を除く。）
- ・介護保険法上のみなし指定がされている病院、診療所、薬局
- ・国、都道府県又は市町村が運営する介護施設等
- ・交付決定までに廃止する介護施設等

別表Ⅱ

	サービス種別 (介護予防サービス、総合事業含む。)	基準額 (円/台)	上限額 (円)
介護施設等	訪問介護	2,000	6,000
	訪問入浴介護		
	訪問リハビリテーション		
	定期巡回随時対応型訪問介護看護		
	夜間対応型訪問介護		
	居宅介護支援		
	短期入所生活介護		
	短期入所療養介護		
	通所介護	3,000	12,000
	通所リハビリテーション		
	地域密着型通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	複合型サービス	2,000	6,000
	特定施設入居者生活介護		
	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	介護療養型医療施設		
	認知症対応型共同生活介護		
	地域密着型介護老人福祉施設		
	軽費老人ホーム		
	養護老人ホーム		
	有料老人ホーム		
サービス付き高齢者向け住宅			
<b>【備考】</b>			
<p>※ 次の介護施設等は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4（2022）年度分の介護報酬請求実績のない介護施設等（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び令和5（2023）年4月1日までに新たに指定を受けた介護施設等を除く。）</li> <li>介護保険法上のみなし指定がされている病院、診療所、薬局</li> <li>国、都道府県又は市町村が運営する介護施設等</li> <li>交付決定までに廃止する介護施設等</li> </ul>			